質問書(中国)

1. 運営および利用実態

(1) ADR の定義と種類

一般に ADR は、法的に拘束力をもつ結果が両当事者に課されない、第三者が介入する構造的 プロセスが関係する紛争解決手段と定義される。

最も普通に利用される ADR は、

- 1. 調停 (conciliation)
- 2. 調停 (mediation)
- 3. 早期中立評価 (Early Natural Evaluation)
- 4. 調停 仲裁 (Med-Arb)
- (2) 仲裁または調停の受理件数と処理件数。できれば分野別に。

CIETAC の仲裁:

ここ数年、CIETAC の仲裁制度が完成するにつれ、CIETAC の仲裁件数の増加は目覚ましい。

年度	受理件数	解決件数
1993	486	294
1994	829	574
1995	902	875
1996	778	797
1997	723	766
1998	678	736
1999	669	706
2000	633	738
2001	731	742

紛争には、一般的商品の販売、資本上および契約上の共同事業、委託加工および求償貿易、建設 契約、不動産、ローン、保険、交換貿易、商標譲渡などがある。資本上および契約上の共同事業 と、不動産に関する件数が顕著な増加を示した。

1992 年、CIETAC が受理した国際紛争数が初めて LCIA、SCC および AAA を上回り、ICC 国際仲裁裁判所にわずかに及ばない、第二位にまでなった。

CCPIT の調停:

年度	受理件数	解決件数
1993	209	162
1994	243	175
1995	231	167
1996	267	189
1997	288	236
1998	292	256
1999	312	249
2000	325	267
2001	340	289

(3) 仲裁判断または調停がなされるまでの期日頻度及び経過時間はおおよそどのくらいか。対象事件の分野で違いはあるか。

CIETAC の仲裁:

現在の CIETAC 仲裁規則 2000 によれば、CIETAC 仲裁手続には、4 つのタイプがある。それは、 外国関連手続 国内手続、および通常手続 略式手続である。それぞれのタイプに対して、仲裁 人がその判断を下すまでの期間は異なる。

一般に、仲裁の過程で口頭審理が行われる。しかし、仲裁廷は、両当事者の要請または同意があった場合、口頭審理は不要であると仲裁廷が確認した上で、または略式手続の場合、文書のみに基づき紛争を審査し判断を下すことができる。

口頭審理の日は、仲裁廷が仲裁委員会事務局と協議した上で定め、両当事者に、審理日の 30 日前(外国関連紛争)、または 15 日前(国内紛争)までに伝達する。しかし、最初の審理後の審理の日付の通知は、30 日前または 15 日前という制限に服さない。

正当な理由をもつ当事者は仲裁委員会事務局に、審理日の 12 日前(外国関連紛争)、または 7 日前(国内紛争)までに審理の延期の要請を伝えることができる。仲裁廷が、審理を延期するか否かを決定する。

審理は、申立が受理されたか、両当事者が合意した場所で開催される。

両当事者は審理に参加するものとする。いずれかの当事者が審理に参加しなかった場合、仲裁廷 は審理を進め、欠席のまま判断を下すことができる。

紛争は仲裁過程中に調停を行うことができる。調停と仲裁の組合せは、中国での仲裁の特徴である。調停が成功した場合、両当事者は事件の取り下げを申立ることができる。かかる申立がなかった場合には、仲裁廷が両当事者の和解契約の内容に基づく仲裁判断を下すものとする。

CCPIT の調停:

調停に必要な時間は、事件の性質および複雑さによって異なる。しかし、仲裁と比較して、時間はずっと短い。通常、もし両当事者が紛争を友好的に解決することに熱心であれば、調停は 1、2ヵ月で終了しうる。

(4) 候補者名簿に記載されている分野別の人数はどのくらいか(弁護士以外にどのような資格 および職業を有する人達がどのくらいいるか)。

CIETAC の仲裁:

CIETAC は、専門知識と倫理をもつ仲裁人と事務局のチームをもつ。現在の仲裁人パネルには合計 518 名の仲裁人がおり、そのうち 174 名の仲裁人が香港、マカオ、台湾、および外国の出身者である。

1994 年の中華人民共和国仲裁法によれば、仲裁人は以下のいずれかの条件を満たさなければならない。

- (1) 仲裁業務に8年以上携わった。
- (2) 弁護士として8年以上の経験。
- (3) 裁判官として8年以上の経験。
- (4) 法律研究または法律教育に携わっておりシニアな地位にいる。
- (5) 経済、貿易などの専門的業務に携わって法律知識を得ておりシニアな地位または同等な専門職の肩書をもつ。

CCPIT の調停:

現在の調停人パネルには合計 281 名の調停人がおり、そのほとんどが中国人である。

(5) 候補者名簿に記載されるためには、どのような要件が必要か(例えば一定の資格、経歴、専門性の要否など)。それは誰が決めるのか。

CIETAC の仲裁人:

質問(4)で指摘したように、1994年の中華人民共和国仲裁法では、仲裁人になるには以下のいずれかの条件を満たさなければならない。

- (1) 仲裁業務に8年以上携わった。
- (2) 弁護士として8年以上の経験。
- (3) 裁判官として8年以上の経験。
- (4) 法律研究または法律教育に携わっておりシニアな地位にいる。

(5) 経済、貿易などの専門的仕事に携わって法律の知識を得ておりシニアな地位または同等な専門職の肩書をもつ。

CIETAC は委員長会議システムをもっている。委員長会議は本委員会の最高機関である。委員長会議の下に仲裁人認定委員会があり、CIETAC 仲裁人パネルへの加入申請の受理と検討に責任をもつ。その決定は委員長会議に報告され、最終的なものになる。

CCPIT の調停人:

調停センターはそのパネルを、経験、評判、および事件を裁定し紛争を解決する能力の実績に基づいて選択する。我々のパネルは、すべてのタイプの事件に経験をもち、取引契約、投資、担保、知的財産、技術移転、不動産、建設、通信、保険などの商事紛争を解決する専門的な知識と技能をもつ。

(6) 仲裁人または調停人の資質向上のための方策を講じているか。

CIETAC の仲裁人:

CIETAC は CIETAC 仲裁人のための年間研修プログラムを確立した。それによればすべての仲裁人およびその候補者は、仲裁人の質の保証および向上のため、CIETAC 企画の毎年 9 月に開催される 1 週間の専門的研修に参加しなければならない。

CIETAC は仲裁の実施における仲裁人の行動を規制する、仲裁人倫理規則を定めた。仲裁人は事件を独立かつ公正に検討し審理し、その義務を慎重かつ勤勉に果たさなければならない。

一方、1994年の中国仲裁法および CIETAC 仲裁規則 2000によれば、事件に個人的な利害関係をもつ仲裁人が選択または指名された場合、その仲裁人はかかる事情を仲裁委員会に開示し、辞職を申請する。当事者は、仲裁人の公平性および独立性を疑う正当な理由がある場合、仲裁委員会に仲裁人の辞職を要請することができる。

CCPIT の調停人:

調停センターは研修システムを確立し、2 日間の研修を不定期に開催する。1995 年から現在まで、 研修セミナーは 7 回開催された。

(7) 仲裁人または調停人に対する報酬はどのように定めているか。また、実際の数字はどうか。

CIETAC の仲裁人:

CIETAC の現在の方式では、仲裁人の報酬の決定においては以下の要素が考慮されなければならない。

- (1) 徴収された仲裁料
- (2) 事件の性質と複雑さ
- (3) 仲裁人が事件に費やした時間
- (4) 仲裁人の思慮深さと勤勉さ 実際の金額は上記の要素に依存する。

CCPIT の調停人:

調停人の報酬の決定は、基本的に、上記の CIETAC の仲裁人に対するものと同じである。

(8) 仲裁から調停または調停から仲裁に移行する手続がある場合、そのパネル・メンバーは交代するか。

調停と仲裁の組合せ

調停 (conciliation) と仲裁の組合せは CIETAC の仲裁において際立った特徴である。この手続は CIETAC が設立された 1956 年以来続いてきた。仲裁と調停の利点を組み合わせて、仲裁廷は仲裁手続の開始前も後も、両当事者が望めば事件を調停することができる。調停が失敗したら、仲裁廷は仲裁規則に基づき、最終判断が下されるまで仲裁手続を継続することができる。重要なポイントは、仲裁人は必要であれば、同じ手続つまり仲裁手続において調停人の任務も実行できるということである。

さらに、CIETAC 仲裁規則 2000 は、仲裁と調停の組合せに関して他の規定を導入した。仲裁規則 2000 によれば、紛争の両当事者は友好的な和解をなすために、その紛争を直接、第三者の調停に付すことができる。また当事者は、和解契約が仲裁判断という形で記録されるように、両当事者間で締結された仲裁契約による仲裁を求めて、その和解契約を CIETAC に付すこともできる。和解契約がいったん仲裁判断に組み入れられたら、それは法律によって執行力をもつ。いずれかの当事者が自発的に仲裁判断を実行しなかった場合には、相手方当事者は、国内外を問わず管轄権をもつ裁判所に、当該仲裁判断の執行を求めることができる。これは、仲裁と調停の組合せのシステムに対する重要な改善である。

調停の仲裁への移行

調停を仲裁に移行するには2つの方法がある。

1 つは、調停が失敗したとき、両当事者は、紛争を仲裁に付すという仲裁契約を締結することができる。もう 1 つは、調停が成功し両当事者が和解契約を締結したとき、その和解契約に、和解契約の執行から生じる紛争は仲裁に付すことができると定める仲裁条項を含めることができる。

その他に、調停における和解契約を仲裁判断に転換させるという、最近開発された方法がある。 つまり両当事者は和解契約を締結したとき仲裁契約を締結し、その中で、紛争は CIETAC に付され、仲裁人は和解契約の内容に厳格に沿った仲裁判断を下すことができると定める。この特別のプロセスは、時間、エネルギーおよび金銭を大幅に節約することができる。なぜなら通常、このようにして下される仲裁判断は1ヵ月もかからず、仲裁料は低額になるからである。

2. 裁判制度との関係

(1) 裁判が提起されたとき、裁判所が仲裁または調停に回付することはあるか。あるとしたら、それは民間の機関か、裁判所の中にあるものか。(法規があればその条文。以下同様)

仲裁:

当事者が仲裁契約を締結しており、いずれかの当事者が人民裁判所に提訴した場合、その仲裁契約が無効でない限り、人民裁判所はその事件を受理しない(1994 年の中国仲裁法第 5 条)。この場合、人民裁判所は、仲裁のために両当事者が指名した独立の仲裁委員会に事件を回付する。

調停:

調停をするとの当事者の合意は、裁判所に提訴する権利を奪わない。つまり調停中のいずれの当事者も、調停プロセスに不満であるか他の理由がある場合、調停手続から撤退し裁判所に行くことができる。

(2) 民間に回付した場合の仲裁または調停の経費はどのように負担されるか。

仲裁:

仲裁のために両当事者が指名した独立の仲裁委員会に事件が回付された場合、仲裁料は申立者が 前払いし、最終的には仲裁判断において仲裁廷が決定する。

調停:

上記と同じ。

(3) 裁判所の監督はあるか。また、裁判所と、仲裁または調停の機関との間に何らかの協力関係はあるか。裁判所はどのように関与するか(例えば、証拠調べ、情報提供等で協力するか)。

仲裁:

裁判所による仲裁の監督は、一方の当事者によって提起される取消手続または執行手続の中に明示的に組み入れられている。関係する仲裁判断が、執行の取消または拒絶の法的根拠に関係している場合には、裁判所は審査の後に、仲裁判断の取消、またはその執行の拒絶を決定することができる(1994年の中国仲裁法第58条、第63条、第70条および第71条)。人民裁判所は、両当事者間の仲裁契約の有効性を決定する、最終的な権限ももっている(1994年の中国仲裁法第20条)。一方、取消手続または執行手続において、人民裁判所は関係する情報を仲裁委員会と交換もする。

裁判所と仲裁の協力は、主として、仲裁手続中になされる保全措置に集中している。仲裁手続において、一方の当事者が証拠または財産の保全措置を申立ようとするときは、その申立を仲裁委員会に提出することができ、仲裁委員会はそれを審査のために、管轄権をもつ裁判所に提出する責任を負う。裁判所が、その保全措置を認めるか否かを決定する(1994年の中国仲裁法第46条、第68条)。

調停:

調停プロセスには、裁判所による直接の監督はない。調停のプロセスと結果は、法律の強行規定 に違反しないかぎり、両当事者の管理下にあるからである。

(4) 調停が不調に終わった場合はどのように処理されるか。例えば時効の取り扱い(出訴期限の法規に類似)はどうなるか。

CIETAC の仲裁:

仲裁と調停の組合せに関する限り、調停が失敗した場合、仲裁廷は最終的な仲裁判断が下される まで、仲裁規則に基づいて仲裁手続を続行する。

調停が失敗した場合、調停プロセスの最中にいずれかの当事者または仲裁廷によって、提示された、提出された、承認された、受け入れられたまたは拒絶された表明、意見、見解および提案は、その後の仲裁手続、裁判手続またはその他の手続における請求、抗弁および/または反対請求の根拠とすることはできない。

CCPIT の調停:

調停が失敗した場合、当事者はその後の法的手続に付託する自由をもつ。調停プロセスは時効中 断の理由とみなされる。

(5) 仲裁判断または調停合意の内容について、それぞれの執行力の確保はどのようにするか。 また、裁判所が関与することはあるか。

仲裁判断:

両当事者は自動的に、仲裁判断に記されている期限内に、その仲裁判断を実行しなければならない。1994年の中国仲裁法、および1991年のCCPLによれば、一方の当事者が仲裁判断を実行しなかった場合には、相手方当事者は管轄権をもつ裁判所に執行を申立てることができる。国内事件に関して当事者は、敗訴当事者の住所または財産がある場所の下級人民裁判所に申立ることができる。外国関連事件の場合、敗訴当事者の住所または財産が中国領土内にある場合には、相手方当事者は、敗訴当事者の住所または財産がある場所の中級人民裁判所に、仲裁判断の執行を申立ることができる。敗訴当事者の住所または財産が中国外にあり、敗訴当事者の住所または財産がある国が、既に1958年の「外国仲裁判断の承認および執行に関する条約」(以下、「1958年ニューヨーク条約」という)を批准していれば、相手方当事者はその条約に基づきその国の管轄権のある裁判所に執行を申立るるとができる。当事者が管轄権のある外国裁判所に執行を申立る場合、その当事者は執行の申立書の他に、仲裁契約、仲裁判断の原本およびそれらの翻訳を提出する。1958年ニューヨーク条約は、中国では1987年4月22日に発効した。CIETACによる仲裁判断は、同条約に基づき、140以上の国または地域の管轄権のある裁判所で執行できる。

執行の不当な拒絶を避けるために、中華人民共和国の最高人民裁判所は 1995 年、対応する司法解釈を公布し、国際仲裁判断の執行に関する予備報告制度を確立した。この公式文書によれば、国際仲裁判断または外国仲裁判断の執行を拒絶しようとする人民裁判所は、まず、その法域の上級人民裁判所の承認を得なければならない。また、国際仲裁判断または外国仲裁判断の執行の下級人民裁判所による拒絶を維持すると決定する上級裁判所は、執行拒絶の決定を最終的なものにする前に、その決定を最高人民裁判所に報告しなければならない。この公式文書の公布により、中華人民共和国は、執行の不当な拒絶が効果的に管理される、内部管理メカニズムを確立したことになる。

調停契約:

両当事者自身により、または調停手続により得られた調停上の和解には執行力はない。つまり、 法律文書の執行に対して裁判権をもつ裁判所は、調停契約で定められている実体的義務を執行し ない。しかし、その契約は、その後の訴訟手続において証拠として使用できる。

3. 個別的問題

(1) 知的財産権関係事件のために、特別の規則が用意されているか。例えば特許の有効性についての仲裁は可能か。

2001年にCNNICキーワード紛争解決方針(KWDRP)を、また2002年にCNNICドメインネーム紛争解決指針(CNDRP)を公布し、紛争解決サービス提供者としてCIETACを認定することにより、中国インターネット・ネットワーク情報センター(CNNIC)は、インターネットのドメインネームや知的財産についての紛争を解決するための、中国ドメインネーム紛争解決制度を確立した。

(2) 仲裁が拒否される紛争はあるか。

ドメインネーム紛争解決制度に関する限り、現在まで、仲裁廷が請求を拒絶したとしても、裁判所での訴訟に回付された事件はない。

(3) コンピューター・ソフトウェアなどに特化した仲裁または調停の制度(または規則)はあるか。

ドメインネーム紛争解決制度を除き、まだない。現在、コンピューター・ソフトウェアに関する 紛争は主として、裁判所の訴訟で解決されている。

(4) コンピューター・ソフトウェアに関する紛争の場合、技術的問題についての事実の把握に 関する判断はどのようになされるか。そのための人材確保はどうしているか。

該当せず。

(5) 秘密保持についてどのように措置がなされているか(例えば、記録管理の方法、開示する 範囲を代理人のみとする等)。

該当せず。

(6) 迅速な解決のために、何か対策を講じているか。

ドメインネーム紛争に関しては、CIETAC は専用のウェブサイトを設置しており、事件に関する手続上の事項はオンラインで処理でき、ドメインネーム紛争の迅速な解決が推進されている。

(7) ADR 広報はどのようにしているか。利用者はどのようにして貴団体の制度を知ることができるのか。

我々の ADR の広報のために取った措置は、主として以下のものである。

- (1) 日常の事件処理活動および質の高い仲裁判断
- (2) 国際的なおよび国内の新聞での報道
- (3) 国際的なおよび国内の雑誌の記事
- (4) セミナーおよび会議
- (5) 研修プログラム
- (6) TV およびその他のメディア
- (8) オンライン ADR の対象とする紛争はどのようなものか。また、その利用状況はどうか。

現在、ドメインネーム紛争の仲裁によって、CIETAC はそのオンライン ADR 活動を開始した。 その他に、コンピューター・ソフトウェア紛争、サイバースペースでの知的財産紛争、および電 子商取引紛争はすべて、オンライン ADR に適している。

(了)